

学校法人北里研究所コンプライアンス推進規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）における、法令の遵守の推進について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公益通報とは、本法人の職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、本法人又は本法人の業務に従事する本法人職員等による通報対象事象が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、その発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することをいう。

(2) 職員等とは、次に掲げるものをいう。

ア 本法人の専任職員、嘱託職員及び臨時職員

イ 本法人の派遣職員

ウ 本法人が設置する大学等の在学生等

エ その他、特に理事長が認めた者

(3) 公益通報対象行為とは、次に掲げる行為をいう。

ア 法令（本法人における規程、規則等を含む。以下同じ。）に違反する行為又はそのおそれのある行為。

イ 職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為。

ウ その他本法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの。

(コンプライアンス推進委員会)

第3条 理事長は、本法人における法令遵守の推進にかかる制度の実施、運用等について協議するとともに、当該制度の実施状況の点検及び評価を行うため、コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(公益通報制度)

第4条 本法人における倫理及び法令違反行為の早期発見と是正を図るとともに、正当に公益通報を行った職員等（以下「通報者等」という。）を保護し、コンプライアンス（法令遵守）を推進することを目的として、公益通報制度を設ける。

(公益通報の方法)

第5条 職員等は、自己又は他の職員等が関与する公益通報対象行為が現に行われ、又は

行われるおそれがあると思われるときは、外部に設置した通報窓口「北里ホットライン」にその旨を通報するものとする。

- 2 職員等は、前項の規定による通報（以下「公益通報」という。）を行う場合には、自己の氏名及び所属の名称、公益通報対象行為の内容、日時及び場所並びに公益通報対象行為が現に行われ、又は行なわれるおそれのあることを示す証拠の状況等を分かりやすく伝えなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合にあっては、匿名により公益通報を行うことができる。

（公益通報の処理）

第6条 公益通報があった場合における調査、告訴及び告発、再発防止のための措置の実施、その他公益通報の適正な処理について必要な事項は、別途要綱で定める。

（不利益な取扱いの禁止等）

第7条 理事長は、当該公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、懲戒その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、通報者が公益通報対象行為に関与している場合において、当該通報者に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、公益通報を行った事情をしん酌して懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。